

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

令和3年3月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/

執行機関名 高知県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	県が実施する児童生徒に対して授業料等減免措置を実施する学校法人に対する補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一 第八の項 県が実施する児童生徒に対して授業料等減免措置を実施する学校法人に対する補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第一条	高知県私立学校授業料減免補助金交付要綱 第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第2条 県内の私立学校に在籍する児童生徒又は児童生徒の学資を負担している者(以下「保護者等」という。)の経済的負担を軽減し、 <u>就学の機会を確保</u> することを目的とし、県は、予算の範囲内において補助金を交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		高知県私立学校授業料減免補助金交付要綱